

令和7年度 第1回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援	令和7年度非課税世帯等エアコン購入費助成助成金	①物価高騰の影響を受けた生活者を支援するため、経済的な理由により自宅に家庭用エアコンを設置していない世帯等に対し、エアコンの購入及び設置に要する費用の一部を助成することで、熱中症等による健康被害の予防を図る。 ②会計年度任用職員報酬手当等3,608千円、役務費(郵便料、振込手数料)2,208千円、委託料(給付支援業務委託)10,000千円、その他消耗品等事務費分や訪問にかかる自転車借上、旅費、本事業における超過勤務等別途かかると思われるものを合わせた事務費分として20,571千円、助成金(エアコン購入費助成)として30,000千円の計50,571千円の想定。 ③1世帯1台に限り税込み10万円を上限として、購入費、設置費にかかるを支給。他市事例を参考に、当市では最大300世帯の申請があるものとして、税込み10万円×300世帯 3,000万円を予算計上した。 ④世帯全員の令和6年度の住民税が非課税または均等割のみ課税である世帯もしくは 多摩市で生活保護または中国残留邦人等支援給付を受給している世帯で、以下のいずれか該当するもの。 ・自宅に家庭用エアコンを設置していない ・現に経年劣化等の故障により使用できるエアコンが1台もない ・製造年から起算して15年以上経過したエアコンのみを使用している	R7.4	R8.3
2	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	保育所等における原油価格・物価高騰等総合緊急対策事業補助金	①原油価格や物価の高騰により、保育所等の運営経費が増大しており、安定的な運営体制を維持していくために光熱費及び燃料費(ガソリン代)の高騰分を給付する。また、食料費の物価高騰等に直面する市内保育施設等に対し、利用者からの給食費徴収額の現状維持や将来的な値上げの抑制を目的として、物価高騰分を給付する。なお、教職員の給食費は含まれていない。 ②光熱費、燃料費、食材料費 ③食材料費：物価高騰分1月670円/児童1人当たり×令和6年度(実績)在籍児童数の中央値3,351人×6ヵ月＝13,471,020円 光熱費：(令和6年度交付確定額)11,374,400円×107%×6/12ヶ月＝6,085,304円 燃料費：(令和6年度補助単価)17円×ガソリン給油量の平均値265ℓ×6ヶ月＝27,030円 ※都補助の保育所等物価高騰緊急対策事業補助金16,320千円は対象外経費とする。 ④市内保育所等(公立は除く)	R7.4	R7.9
3	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	幼稚園等における原油価格・物価高騰等総合緊急対策事業	①原油価格や物価の高騰により、幼稚園等の運営経費が増大しており、安定的な運営体制を維持していくために光熱費及び燃料費(ガソリン代)の高騰分を給付する。また、食料費の物価高騰等に直面する市内幼稚園等に対し、利用者からの給食費徴収額の現状維持や将来的な値上げの抑制を目的として、物価高騰分を給付する。なお、教職員の給食費は含まれていない。 ②光熱費、燃料費、食材料費 ③食材料費：物価高騰分1月670円/児童1人当たり×令和6年度(実績)在籍児童数の中央値1,308人×6ヵ月＝5,258,160円 光熱費：(令和6年度交付確定額)2,469,160円×107%×6/12ヶ月＝1,321,000円 燃料費：(令和6年度補助単価)17円×ガソリン給油量の月平均値6,067ℓ×6ヶ月＝618,834円 ④市内幼稚園等	R7.4	R7.9
4	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	学童クラブにおける原油価格・物価高騰等総合緊急対策事業	①食料費等の物価高騰等に直面する学童クラブ実施事業者に対し、学童クラブ運営業務委託料のうち、賄い材料費相当分について、物価高騰により、今後想定される材料費高騰分を増額することにより利用者負担額の値上げを行わないようにする。 ②③学童クラブ運営業務委託料(賄い材料費高騰分)2,148千円((2,000円×10%)×1,790人×6ヵ月) ④学童クラブに通う子育て世帯(教職員は除く)	R7.4	R7.9
5	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	地方公共団体発注の公共調達における価格転嫁の促進(公共調達)	①物価高騰において賃上げ環境を整備するため、当自治体の公共調達において労務費を含めた価格転嫁を促進する。 ②実質的な賃上げにつながる価格転嫁分(当該価格転嫁分が実質的な賃上げにつながるものとして確認できるような書類の提出を求める) ③価格転嫁分に相当する金額148,114千円 工事(変更契約)8件、役務(変更契約、その他)10件 ※C欄には、補助対象外経費として、対象契約のうち価格転嫁分に相当しない額を計上 ④物価高騰の影響を受ける中小企業	R7.4	R8.3